

# 物価高騰対応給付金について \*\*\* 受給には手続きが必要です \*\*\*

物価高騰による負担増を踏まえ特に家計への影響がある住民税均等割のみ課税世帯に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して物価高騰対応給付金を支給します。また、令和5年度非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下の子どもがいる世帯へ加算して給付金を支給します。

## □令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付

●給付額……………1世帯あたり10万円

●給付金の対象となる方…基準日（令和5年12月1日）時点で長瀬町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度の「住民税所得割が課されず、うち少なくとも1人が市町村民税均等割のみ課されている者」である世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

●給付を受ける手続き…対象見込みの世帯には町から「物価高騰対応給付金支給要件確認書」を送付します。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

※返送がない場合は本給付金の受給ができません。

※住民税均等割のみ課税世帯であっても、世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合、給付金を受け取るには申請が必要です。必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。

●申請期限……………令和6年5月31日金まで

## □こども加算給付（令和5年度非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）

●給付額……………18歳以下の子ども（平成17年4月2日以降に出生した者）

1人当たり5万円

●給付金の対象となる方…令和5年度非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下の子どもがいる世帯

●給付を受ける手続き…対象となる世帯には町から「こども加算給付」についての案内通知を送付します。

※内容をご確認いただき、変更がある場合は通知に明記している期日までに申出が必要です。必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。なお、期日までに申出が無い場合は、案内通知のとおり給付金の振込口座へ振込します。

**問合せ** 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

15

町長コラム

## 「みかんとレモン」



昨年の暮れから正月にかけて大宮に住む義妹からみかんが立て続けに届き、シーズン中一度も買わずに済みました。十数年前に植えたみかんの木が実をつけ始め、特に昨年は大豊作で一人暮らしの義妹はおすそ分けに難儀したようです。これがまた、とても美味しくてびっくりしました。埼玉県でみかんと言えば寄居町風布地区や東秩父村が有名ですが、最近は仕事で県庁に行く道すがら、みかんの木を目にする事が多くなりました。地球温暖化が進んでいる現実を実感している次第です。そのような中で、購読している日本農業新聞に載っていた、宮城県山元町でのみかん栽培記事を興味深く読ませていただきました。「仙台みかん」の名で近隣市場に出荷し、甘みよりも酸味を売りにしているが大変好評とのこと。みかんの北限は茨城県の筑波山と聞いていましたが、今は宮城県となったようです。長瀬町でも矢那瀬地区にはみかんの木を植えている方々も多くいらっしゃるの、町の特産品にしたいとの思いで何度か声をかけてみたのですが、高齢化の中で売るほどの量は確保出来ないとのことで実現に至っていません。二年前、職員が風布のある家にレモンがたくさん実っているのを目にし、枝を頂いて来て挿し木を試みたところ、つくことに成功しました。これが特産品にならないかとの思いで昨年町民に周知し「レモン講習会」を始め、今年も2月6日に開催し、31人の方に参加していただきました。暖かい場所でないで育たないので、ものになるか不安もありますが、まずは挑戦だと思います。我が家でも植える予定です。みかんもまだ諦めていませんので、もしかしら数年後「みかんとレモンの町」長瀬で売り出す日が来るかもしれないと期待している次第です。

感謝

「隗より始めよ」 古代中国の故事より